

横浜市医療局病院経営本部設計・測量等委託業務監督事務取扱要綱

制 定 平成 24 年 10 月 4 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 医療局病院経営本部が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務の委託（以下「設計・測量等委託業務」という。）の監督の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監督員の任命)

第 2 条 設計・測量等委託業務担当部長は、監督員を任命する場合は、設計・測量等委託業務監督員任命簿（第 1 号様式）により行うものとする。

(監督員の通知)

第 3 条 設計・測量等委託業務担当部長は、監督員を任命したときは、設計・測量等委託業務監督員任命通知書（第 2 号様式）により契約の相手方に通知するものとする。

(監督員指示書等)

第 4 条 監督員は、契約の相手方に対して必要な指示及び打合せをするときは、設計・測量等委託業務監督員指示書（第 3 号様式）及び設計・測量等委託業務打合せ簿（第 4 号様式）により行うものとする。

(設計・測量等委託業務監督記録簿)

第 5 条 監督員が横浜市医療局病院経営本部設計・測量等委託業務監督事務取扱規程に基づいて行った措置及び指示事項その他は、設計・測量等委託業務監督記録簿（第 5 号様式）に記録するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行なわれた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

契約の相手方

様

横浜市医療局病院経営本部
設計・測量等委託業務担当部長

任 命
設計・測量等委託業務監督員 通知書
変 更

次の業務について、次のとおり監督員を（任命・変更）したので契約約款第9条第1項の規定により通知します。

委託業務名 _____

	職 氏 名	所 属
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		

※ 業務の途中で監督員が替わる場合は変更の通知をします。

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。

設計・測量等委託業務監督記録簿

委託業務名

履行場所

契約の相手方

契約金額

総括監督員氏名

主任監督員氏名

担当監督員氏名

月日	報告事項	指示事項	措置及び結果

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。